

令和元年度秋田県青少年健全育成審議会 第3回環境浄化部会・会議録

(記録：鈴木)

開催日時	令和2年3月2日（月曜日）午前10時00分～午前11時15分							
開催場所	ルポールみずほ きり							
出席者 (○印)	阿部	石川	石黒	熊谷隆	熊谷真	後藤	高橋恭	出席者合計
	○	○	○	○	×	×	○	7人
	高橋享	濱田	松浦	皆川				出席率
	×	○	○	×				63.6%

審議会	区分	図書	DVD	映画	がん具	合計
	諮問数	優良	3			3
		有害	5			5
	答申数	優良	2			2
有害		5			5	

進行	内 容
事務局	<p>(10:00)</p> <p>「令和元年度秋田県青少年健全育成審議会」第3回環境浄化部会を開催します。</p> <p>本日の会議は、部会委員11名中7名の出席があり、過半数を超えていますので、会議が成立していることを報告します。</p> <p>この部会の会議要旨については、後日作成する議事概要で原則公表することにしてありますが、委員のお名前を非公開として公表しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議で調査審議していただく事項は、優良図書等の推奨と有害図書の指定についてですが、この事項に係る部会の議決は、審議会運営要綱に基づき審議会の議決になることを報告します。</p> <p>これからの会議の進行は、部会長にお願ひします。</p>
議長	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>はじめに、「ア 優良図書等の推奨について」事務局からの説明をお願ひします。</p>
事務局	資料6の読み上げにより説明
議長	<p>お手元に資料があると思いますが、3冊のうちの1冊「ぼく、こわかったんだ」については、意見が分かれています。</p> <p>今日、欠席の委員から、何かコメントはなかったですか。</p>
事務局	<p>欠席のA委員からは、審査基準を一つひとつ確認し、</p> <p>審査基準2 自然を愛し、親しむ豊かな心を育てるもの</p>

については、自然について特に書かれていないということで否
審査基準4 社会における良識と倫理観のかん養に役立つもの
については、特に描かれていないということで否
というような結果、「可」が2つ、「否」が6つだったことを踏まえ、総合的に考え
て「否」としたとの意見をいただいています。

議長 それでは、他の皆様から御意見をいただいて、そのあとで調整したいと思いた
いで、よろしくお願いします。

B委員は全部「否」ですが、どうですか。

B委員 積極的に優良図書として、推薦する内容かなと思ったときに、自分なりに審査基準
に当てはめてみたのですが、自分の中ではあてはまらなかったの、正直に「否」と
しました。

議長 優良図書はたくさんあると思うんですが、優良図書と指定するには、ちょっとまだ
至らないという感じですね。

小学校では道徳で、命を扱っている教材があるのですが、その扱いについても非常
に慎重です。なぜ慎重かというと、教師によって、内容が変わります。

だから教材をしっかりとしたものにしておいて、そして命に対して尊厳とか、それか
ら生きていくということは肯定的なものに繋がるというもので、教材化を図ります。
今回の「ぼく、こわかったんだ」は学校教材ではないので、保護者や児童が直接読む
ことによって、どうにでも受け取られる恐れがあるんじゃないかなと、思います。

そんなところも踏まえて、もう少し意見をいただきたいんですがいかがでしょう
か。

C委員 議長や他の委員の意見はよく理解できました。

私なりに読んで、あまりにも直接的に響く恐れも非常にありますけれども、実際に
「死」は、子どもにとって、直接的に触れる機会や体験というのはなかなかない状態
で、それによって、バーチャルなことで色々起こっていることもあります。少し刺激
が強いかもかもしれませんが、全般的に見て、この本に限らず、子供たちの心に「生と
死」、「愛」、「真善美」とかそういうふうな類のことも、家庭でいろいろ話し合っ
て欲しいなと思います。

自分自身の子供時代を振り返って、漠然と怖かったことがたくさんありました。
宇宙はどうなってるのか、それから、死ねばどうなるのか、非常に怖く感じてまし
た。じいさん、ばあさん、とうさん、かあさんに聞いてもあまりよく答えてくれない

し、不安な時期もあったと思います。それでもそういう体験も少し心にあった方がちよっといいんじゃないかなと思い、そういう観点からすると、直接取り上げてもいいかと思って、「可」とさせていただきます。

ただ、消化できるかどうかは今言われたように不安だと思うんですね。そういう気持ちも十分わかります。

議長

確かに私たちは、小さい頃は核家族でなかったので、おじいさん、おばあさんの死には直面しますね。しかも、昔は家で「死」に直面しますが、今はみんな病院という場所になっています。

そんなことで今の子供たちがおそらく「死」に直面するということが、なかなか経験的にはないので、バーチャルの世界の中で、どういうふうに扱うかということが、やはり賛否分かれるんじゃないかなと思っています。

他に意見ををお願いします。

D 委員

私も、死というものに、子供たちにも触れて欲しいなと思って、可としました。しかし、色々お話を伺っているうちに、ちょっと大人目線だったかなというふうな気持ちも、今湧いてきています。

ただ、本をいいなあと思うことと、積極的に推奨するかどうかというのは、またちよっと別の問題かなと思いはじめています。自分で可としましたが、今、少し揺れています。

議長

他の方の意見をいただきたいと思います

E 委員

私も一応可にはしているんですけども、推薦基準の8個の項目について、3つほど該当しないだろうということにしています。あとは、このテーマ自体は、世界的に共通な「死」をどう考えるかという話なので、テーマとしてすごくよく、道徳的だと思います。

絵とその絵本の内容の部分として、うちの子供の小学生二人に見せたのですが、ちよっとなんか怖い、よくわからない感じの反応が多かったです。テーマ自体はいいのですが、これを推奨図書とするかということ、うちの子どもの反応としてはあんまり良くなかったので、死をすごく伝えやすい絵本かどうかということ、少し判断が微妙かなという意味で、ぎりぎり可という感じの感情です。全体的に他の良い図書も今回ありますので、積極的に推奨する場合と、積極的じゃないっていうパターンもありなのかなと思います。

議長 実際、子供さんの年齢にもよりますが、1人で消化するにはちょっと難しいかもしれないですね。

他に、お願いします。

F委員 私の方は、読んだとき、若干違和感を感じつつも、特に積極的に排除する理由もないだろうということで一応可にはしました。

ただ、小学生ぐらいの発達課題というところで、「死」について取り扱うとか、消化するというのは、私の知るところではありません。色々なとり方をされるというところでは、これは健全書籍と思います。一般的に推奨するに足るものかというところは、行政的な判断でいろんなお考えもあるということは感想として持ちました。ただ、だからといって、駄目というようなところもあまりないので、いささか消極的なニュアンスでの可と考えているところです。

議長 G委員はいかがですか。

G委員 私は可でよろしいと思います。

確かに昔は、自分も幼稚園のころに、自分の祖父の死に目にあっているんですが、今の子は、そういうことを経験できない。死に対して、これは難しいからとか、何とかならと排除することもないのではないかと思います。

積極的に進めるということでもないですけども、やはり、そういうことを、これはちょっと危ないから、これはなんとかだからという感じで、排除するという風潮が多いのですが、それもどうかと思うので、これは可でよろしいかと思います。

議長 委員の皆様からの意見をいただいたんですが、やはり積極性という部分については、少しひくところもあり、賛否分かれますね。

特に今、青少年の中では、ゲームが流行っています。ゲームの中では簡単に死んだりしていますよね。そういう意味でこの本はいいとは思いますが、ひくところもある。たくさん本がある中で、優良図書として推奨するというのはどういう影響があるんですか。事務局、教えてください。

事務局 優良図書として、条例で認めたものとして広く知れ渡ります。それを県民の方がどう思われるかは、行政として何とも言えません。

まず、条例上の規定としては、いいものについては知事は推奨できるということです。

議長 やはりこれを推奨するとなると、これは県としての積極的な姿勢がそこに表れてくるというわけですね。

事務局 そうです。青少年の健全な育成を図る上で有益なものとなります。

議長 優良図書として、これを読んで、子供たちの成長に役立ててくださいということですね。

事務局 そうです。

議長 皆さんいかがでしょうか。そういう意味があるようです。

C 委員 この会議に出席してから、こういう事態は初めてなんですが、優良図書として自信を持って、我々が勧めることができるというのは、ほとんど満場一致にちかい、どうしても読んで欲しいと、そういうふうなこの会の気持ちが現れて初めて、責任ある優良図書として、自信を持って言えると思います。

ということで、今回は賛否両論、はっきり分かれています。

その理由も、我々全員が理解しているという形ですので、今回はこれを見送った方が無難なような感じがします。

議長 他にございませんか。

F 委員 後出しじゃんけんのような発言になりますけども、今の議論をちょっと拝聴していて一つ浮かんだことが、自殺者というところで、未成年の自殺者というのが一定数いるわけです。そういった死についてのイメージっていうところの情報っていうのを出すというのは、これが自殺の誘引になるかどうかというのはわかりませんが、ただ社会的な批判として、ハイリスク群に対しては、促進する要因になってしまうんじゃないかというような、そんな社会的な批判を言われる可能性がおそらくあるだろうと、感じました。

内容としては、命について考えるきっかけを与えるというところですが、意義のあることだとは思いますが、これが受け手によってどういう反応をされるかというところ、刺激の強さを含んでいるっていうところは、少し検討した方がいいのかなというふうに、少し感じたところです。

B 委員 質問なんですけど、「ぼく、こわかったんだ」と「森のゲオルグ」の2冊は、作者の

自己推薦で、「競歩王」は秋田県子ども読書支援センターの推薦ですが、今回は、この自己推薦というのは、たまたま2冊推薦があったから2冊を、審議にかけたということですか。今まであまり自己推薦は聞いたことがなかったです。

事務局

優良図書の推奨に関しては、制度的に、県が自ら推奨すべきものとして、審議会の意見を聞く場合と、作家そのものでなくても県民の方からでもこういう本はどうですかと推薦により審議会の意見を聞く場合があります。

B 委員

今回たまたま作家さん2人が自己推薦して、それを全部審議するのですか。

事務局

「競歩王」につきましては、4か月に1回審議会を開催する中で、県として1冊を有益な図書として推奨したいということで県立図書館の、秋田県子ども読書支援センターに依頼して推薦していただいています。今回は、たまたま、2人の作家の方からこの時期に自薦がありましたので、審議にかけるタイミングとして今回になりました。

B 委員

わかりました。

自己推薦という形なので、個性的というか、私は死に対して、人に知らせたくないからこの作品が駄目というわけではなく、死というものに向き合っていると思います。ただ、挿絵等から見て低学年の子供向けなのかなということを感じたものですから、それにしても抽象的すぎて分かりにくいです。死をテーマにすることに対しては私は別に、いいと思うんですけども、審査基準の項目に当てはめてみると、自分にとっては、〇とはいかなかったということをお伝えしたかったです。

議長

私がこの出版社を調べてみたんですけど、出版社としては非常に立派ないろいろなものを出していると思います。

冒頭にもお話したのですが、これを、教材としてはとてもいいな、先生が教材として使うのはいいと思います。それから、これを読み聞かせして、親子の会話で使うのはできるだろうと思います。

でも、1人で読んで、どういう影響があるかという点については、私は未知数だなという感じはしました。

やはり推奨図書とした場合は、県民の皆さん誰もが、100%安心して、これだといいなというふうに思われなければ、推奨できないのではないかなと思ってさっき事務局に聞きました。意見がいろいろあるようですが、私としては、例えば10人の中で1の方が、ちょっとおかしいなっていうと、マーフィーの法則ではその裏には300人、広げ

ていくとそのぐらいの数の方々がおかしいということが法則であります。

やはり1人2人が否とあるのは、懸念される事項だと思いますので、座長提案としては、これは今回、見送るということで、判断したいと思いますが、よろしいでしょうか。

～異議なしの声あり～

ありがとうございます。

あとの2冊はみなさん、推奨としてよろしいですか。

～異議なしの声あり～

それでは、「ぼく、こわかったんだ」は、今回だめという意味ではなく、先ほどのいろんな皆様からいただいた意見を踏まえて、今回は見送ると、あとの二冊については、推奨図書としてよろしいでしょうか。

～異議なしの声あり～

そのように認めることで、議決いたします。

D 委員 「競歩王」についてですが、取材に協力されてる小林快選手は、秋田県出身の選手で、皆さんご存知だったかと思うんですけど、推薦図書で、直接秋田県が舞台ではなかったものの、秋田県が関係しているものというのは今までもあったんでしょうか。

事務局 今までも、作家さんであったり、登場しているものとして書かれているものはありました。

D 委員 そういうことは全然知らなくて、今まで審査してて、それがこの審査表の○×に影響するものではないと思うんですが、参考情報としてあると、よりありがたいな、という感じがします。

議 長 そうですね、郷土出身に関するものということですね。

D 委員 多分、そういうふう提示されると、皆さんより読んでいただけるのかなと思いますので、少し参考情動的なものがあれば、今後、つけ足していただけるとありがたい

などと思います。

事務局

わかりました。

議長

他にそういう要望等はございませんか。

C 委員

要望ではないのですが、×と空欄の書き方について、私は×はつけないで、×はだめだから×にして、空欄はあまりそれに触れていないな、対象ではないな、と思って空欄にしているんですが、委員のみなさんの書き方がまちまちな気がします。

D 委員

私も、あまり関係がないな、という項目は空欄にしています。

事務局

記載の要領について、今一度統一するように、次回から周知したいと思います。

議長

他に細かなことにかかわってもいいので、何かないでしょうか

ないようですので、「イ 有害図書の指定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

資料7、8の読み上げにより説明

議長

ただいまの説明について質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、ただいまの御説明に基づいて審議を行います。

対象の書籍5冊を回覧いたしますが、確認が終わりましたら時計回りにお隣の方に回覧していただきます。

審査の結果については審査票Aの意見記入欄に、記入をお願いします。

審査が終わりましたら、事務局にお知らせください。事務局が回収して、集計いたします。では、よろしくをお願いします。

取りまとめの結果を事務局の方からお願いします。

事務局

事務局から説明します。

本日、出席の委員6人とも、1～5の書籍は○となっています。

全ての書籍は、○の委員が6人、×の委員はいません。

集計結果は以上です。

	<p>ありがとうございました。</p> <p>意見、コメント等がありましたらお願いします。</p>
<p>D 委員</p>	<p>いつも「著しい」というのはどの辺のことなのか迷うんですけど、1つ×にした項目があって、書籍4、広告のところは、×にしています。迷うのですが、著しいとまでいえるのかどうかと思って、それだけ×にしています。</p> <p>あと、これは余談ですけどもただ、露出は少なくともやっぱり盗撮系は駄目だと思って、いくつかありましたのでそれは、×だと判断しています。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>審査基準に関わる言葉ですが、著しいという言葉は毎回悩みますね。</p> <p>それは個人によっても違うと思いますが、他にございませんか。</p> <p>委員その方による基準というのを認められて委員になってると思いますので、その方の基準でいいと思いますが、皆さんいかがですか。他にございませんか。</p> <p>特にないようですので、この5冊を有害図書として指定してよろしいでしょうか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>それでは、書籍1～5について、有害図書として指定すべきものと認めることで議決いたします。</p> <p>今回、議決した事項については、速やかに知事に答申することといたします。</p> <p>進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の御審議ありがとうございました。</p> <p>答申いただいた優良図書の推奨と有害図書の指定については、3月10日を目途に告示し、県内書店や関係箇所に周知したいと考えております。</p> <p>これをもちまして、令和元年度秋田県青少年健全育成審議会第3回環境浄化部会を終了いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>